

いわき市豊かな森づくり担い手確保育成支援事業補助金交付要綱

令和 5 年 9 月 25 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、林業経営の持続的発展と担い手の確保及び育成を促進させるため、林業事業体等が実施する事業に対する補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和 45 年いわき市規則第 24 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 林業経営体 林業を生業とする個人、法人及び森林組合法に基づく団体をいう。
- (2) 木材産業経営体 製材及び木材加工等の木材産業を生業とする個人、法人及び団体をいう。
- (3) 特用林産物生産者 きのこと類、木炭類等の特用林産物を生産又は加工することを生業とする個人、法人及び団体をいう。
- (4) 複合経営体 林業、木材産業、特用林産物生産者、その他産業の複合経営を生業とする個人、法人及び団体をいう。
- (5) スマート林業 デジタル管理・ICT（情報通信技術）による林業及び安全で高効率な自動化機械（高性能林業機械等）による林業のことをいう。
- (6) 大型林業機械等 原動機を有し、かつ乗用によるもの及び乗用によらず直接操作又は遠隔操作により森林施業に使用することを目的とした大型の機械、車両等をいう。
- (7) 中型林業機械等 原動機を有さず、かつ乗用によらず大型林業機械等に装着することで森林施業に使用することを目的とした機械等をいう。
- (8) 小型林業機械等 原動機を有し、かつ乗用によらず森林施業に使用することを目的とした機械等をいう。

- (9) トイレカー トイレ及び手洗所等を備える車両で、主に森林施業に使用するものをいう。
- (10) 木材加工施設等 木材を製材又は加工するために必要な施設、設備及び車両等をいう。
- (11) 特用林産物生産加工施設等 きのこと類、木炭類等の特用林産物を生産又は加工するために必要な施設、設備及び車両等をいう。
- (12) 林業アカデミーふくしま研修生 福島県が設置した林業アカデミーふくしまで実施している就業前長期研修を受講する研修生をいう。
- (13) 森林認証 適正・適法な管理が行われている森林で、第三者機関が認証すること及び認証森林から生産された木材が適正・適法に加工・流通されていること第三者機関が認証すること。

(補助対象者)

第3条 いわき市豊かな森づくり担い手確保育成支援事業（以下「本事業」という。）の補助対象者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に住所又は主たる事業所を有する林業経営体、木材産業経営体、特用林産物生産者及び複合経営体
- (2) 林業アカデミーふくしま研修生

(補助対象物件等)

第4条 本事業の補助と対象となる物件等は、次のとおりとする。

- (1) ドローン機械等
- (2) スマート林業に使用する機械及び設備等
- (3) 大型林業機械等
- (4) 中型林業機械等
- (5) 小型林業機械等
- (6) 木材加工施設等
- (7) 特用林産物生産加工施設等
- (8) トイレカー
- (9) 林業アカデミーふくしま研修生（前条第1号に規定する経営体等のいずれかに就業し、3年以上在籍する意思がある者に限る。）の受講料（教材費を

含む。）、住居費及び通学費等

(10) 前条第1号に規定する経営体等のいずれかに新規就業する者（当該経営体に3年以上在籍する意思がある者に限る。）又は同条第1号に規定する経営体等のいずれかとして新たに事業に参入する者（3年以上事業を継続する意思がある者に限る。）の装備品の導入費用、講習（免許及び資格取得）及び研修等に係る費用

(11) 森林認証（FM（森林管理）認証及びC o C（加工流通過程の管理）認証）に要する審査等に係る費用
（補助率等）

第5条 補助率等は次表のとおりとする。ただし、補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

補助対象物件等	補助率等
(1) ドローン機械等	事業費の2分の1以内（上限200万円）
(2) スマート林業に使用する機械及び設備等	事業費の2分の1以内（上限50万円）
(3) 大型林業機械等	事業費の2分の1以内（上限2,000万円）
(4) 中型林業機械等	事業費の2分の1以内（上限200万円）
(5) 小型林業機械等	事業費の2分の1以内（上限30万円）
(6) 木材加工施設等	事業費の2分の1以内（上限2,000万円）
(7) 特用林産物生産加工施設等	事業費の2分の1以内（上限2,000万円）
(8) トイレカー	事業費の2分の1以内（上限200万円）
(9) 林業アカデミーふくしま研修生の受講料（教材費を含む。）、住居費、通学費等	定額100万円（給付金として支給するものとする。）
(10) 第3条第1号に規定する市内の経営体等に新規就業する者又は新たに事業に参入する者の装備品、講習及び研修費等に係る費用	事業費の2分の1以内（上限50万円）

(11) 森林認証（F M（森林管理）認証及びC o C（加工流通過程の管理）認証）に要する審査等に係る費用	ア F M（森林管理）認証 事業費の2分の1以内（上限 50 万円（コンサルタント料）、上限 65 万円（初回、定期、更新審査費）） イ C o C（加工流通過程の管理）認証 事業費の2分の1以内（上限 10 万円）
--	---

（補助金等交付申請書の添付書類等）

第6条 規則第4条第1項に定める市長の定める期日は、当該年度の3月31日とする。

2 規則第4条第1項第4号の書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象物件等が第4条第1号から第8号までに該当する場合

ア 補助対象物件等の導入又は整備費用が確認できる書類（契約書、領収書、納品書等）の写し、納品検査書（第4号様式）及び導入又は整備した補助対象物件等の写真

イ 住民票の写し（個人及び法人登記がない団体の代表者の場合に限る。）
又は登記事項証明書（法人の場合に限る。）

ウ 市税納税証明書（第1号様式）

エ その他必要な書類については、別に定めるものとする。

(2) 補助対象物件等が第4条第9号に該当する場合

ア 林業アカデミーふくしまに在籍していることが証明できる書類

イ 市税納税証明書（第1号様式）

ウ 研修終了後1年以内に第3条第1号に規定する経営体等のいずれかに就業し3年以上在籍又は事業を継続する意思が確認できる書類（誓約書）（第2号様式）

エ その他必要な書類については、別に定めるものとする。

(3) 補助対象物件等が第4条第10号に該当する場合

ア 装備品の場合 補助対象物件の導入費用が確認できる書類（契約書、領収書、納品書等）の写し、納品検査書（第4号様式）及び導入した補助対象物件の写真

イ 講習及び研修費等の場合 講習及び研修等の概要がわかる資料等、会場までの交通費の根拠となる資料

ウ 住民票の写し（個人及び法人登記がない団体の代表者の場合に限る。）
又は登記事項証明書（法人の場合に限る。）

エ 市税納税証明書（第 1 号様式）

オ 第 3 条第 1 号に規定する経営体等のいずれかに就業し 3 年以上在籍又は第 3 条第 1 号に規定する経営体等のいずれかとして新たに参入し 3 年以上事業を継続する意思が確認できる書類（誓約書）（第 3 号様式）

カ その他必要な書類については、別に定めるものとする。

(4) 補助対象物件等が第 4 条第 11 号に該当する場合

ア 森林認証を申請したことがわかる書類（森林認証申請書、森林認証書等）の写し

イ 森林認証に係る費用がわかる書類（契約書、見積書、領収書等）の写し

ウ 住民票の写し（個人及び法人登記がない団体の代表者の場合に限る。）
又は登記事項証明書（法人の場合に限る。）

エ 市税納税証明書（第 1 号様式）

オ その他必要な書類については、別に定めるものとする。

3 規則第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する書類は、同条第 2 項の規定により提出を省略するものとする。

（着手届及び完了届の省略）

第 7 条 規則第 10 条に規定する補助事業着手（完了）届の提出は、同条ただし書きの規定により省略するものとする。

（補助事業等実績報告書の省略）

第 8 条 規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、同条ただし書きの規定により省略するものとする。

（施設等台帳の整理）

第 9 条 補助対象物件等が第 4 条第 1 号から第 8 号まで、又は第 10 号に規定する装備品に該当し、補助金の交付を受けた者は、導入又は整備した施設等の台帳（第 5 号様式）を整備するものとする。

(財産の処分の制限)

第 10 条 規則第 17 条に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する期間とするものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 25 日から実施し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 10 日から実施し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 13 日から実施し、同年 4 月 1 日から適用する。